

2024年度ベビーシッター利用案内

対象者	文部科学省共済組員（常勤・非常勤）
対象児童	<p>① 0歳から小学校3年生までの児童</p> <p>② 健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童（身体障害者手帳・療育手帳交付のある児童、その他地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童）</p> <p>③ 「職場への復帰」の為のサービス利用の際は義務教育就学前の児童が対象</p>
対象サービス	<p>① 家庭内における保育（家庭以外の保育は利用不可）</p> <p>② ベビーシッターによる家庭から保育所等への送迎（施設間の送迎は不可）</p>
対象条件	<p>① サービスを利用しなければ就労が困難であること ※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあることが必要。</p> <p>② 家庭内における保育であること（家庭以外は不可）</p> <p>③ 家庭と保育所等の送迎であること（施設間の送迎は不可）</p> <p>④ 1回の利用料金が2,200円以上であること</p> <p>⑤ （公社）全国保育サービス協会指定のベビーシッター会社を利用すること</p>
割引金額	1日（1回）対象児童1人につき2枚まで（2,200円×2枚）
割引券の利用限度	1日に対象児童1人につき2枚、1家庭1ヶ月24枚まで、年間280枚までが上限 ※割引券はダイバーシティ推進室の経費で購入しており、予算の都合上、今年度は <u>全体で300枚が上限</u> 。確実に使用する枚数で申込みして下さい。
利用できるベビーシッター会社	<p>（公社）全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社に限ります。</p> <p>http://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list_area.htm#area_37 ※今年度の割引券等取扱事業者一覧が公表されていませんので、利用の際は、「こども家庭庁事業の割引券が利用可能か事前にご確認をお願いします。」</p>
利用期間	～2025年3月31日（ただし、枚数の上限に達した段階で終了）
申込方法	<p>① まず始めに協会が指定するベビーシッター事業者（上記URL参照）と利用契約をして下さい。 ※予め事業者に「こども家庭庁事業の割引券を利用する」ことをお伝えください。</p> <p>② 利用予定日の3営業日前までに下記申込用formsで申し込んで下さい。 ※本学に在庫がない場合には、新たに追加発行されるまで数週間かかりますので、できるだけ早めに申込みをしてください。</p> <p>■ 申込用Forms（香大IDでサインインしてください） https://forms.office.com/r/YtnzDNuggs</p> <p>※今年度初めて利用する場合は、ベビーシッター事業者との契約書（写）【注:申請者名義】が必要。 ※2回目以降は、同一業者を利用する場合は省略可能。</p> <p>③ 申込内容を確認の上、割引券（URL）をメールで送付します。 ※画面操作については下記をご覧ください。 （公社）全国保育サービス協会WEBサイト→割引券画面操作マニュアル（利用者向け） http://acsa.jp/images/babysitter/e-ticket2024_manual_user.pdf</p>
申込先	香川大学ダイバーシティ推進室 diversity-i-h@kagawa-u.ac.jp
本事業実施要綱	公益社団法人全国保育サービス協会 ベビーシッター派遣事業 (acsa.jp) ※現在、こども家庭庁から今年度の実施要綱が公表されておりません。大幅な変更がないことは確認済みですが、取り扱い等が変更になる場合がありますのでご注意ください。
その他	令和3年度より、割引額は税法上、雑所得扱いではなく、非課税扱いとなりました。 多胎児割引券利用の場合は、要件が異なりますので、ダイバーシティ推進室までご相談下さい。